

京都市職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則を公布する。

令和2年3月30日

京都市長 門川 大作

京都市規則第108号

京都市職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則

京都市職員特殊勤務手当支給規則の一部を次のように改正する。

第4条の表保健医療業務手当の項中「医療衛生推進室医務衛生課」を「医療衛生推進室医療衛生企画課」に、「医療衛生推進室医療衛生センター」を「医療衛生推進室医療衛生企画課又は医療衛生センター」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(行財政局人事部給与課)